

多文化共生の地域づくりに向けたエリアプログラム 支援事業業務委託（その2）（長期継続契約）

募 集 要 項

（公募型プロポーザル方式）

この業務に応募される事業者は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

【事前説明会の開催】

事業内容は応募方法に関する説明会を次のとおり開催します。

（当説明会への参加が応募資格となります。）

日 時：令和5年11月14日(火曜日) 午後2時～3時

【担当部署・お問い合わせ先】

大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権企画課（山田、秀本）

TEL 06-6208-7623 FAX 06-6202-7073

Eメール ca0014@city.osaka.lg.jp

1 業務名称

多文化共生の地域づくりに向けたエリアプログラム支援事業業務委託（その2）（長期継続契約）

2 業務内容に関する事項

(1) 業務目的

大阪市の外国人住民数は、平成26年度以降急増し、国籍、ルーツ、在留資格等が多様化する中、外国人住民当事者や地域社会が抱えるニーズが複雑・多様化しており、2025年の大阪・関西万博開催を契機に、就労・留学など様々な目的での流入が促進され、地域社会での外国人のさらなる増加が見込まれることから、国際都市としての大阪のまちづくりへと着実につながられるよう、地域における多文化共生の取組を推進する必要がある。

また、持続可能な地域運営を継続するためには、外国につながる市民も地域づくりの担い手として活躍できるまちづくりを重点的に進めることが急務である。

そのためには、生活に身近な圏域において、地域住民が主体となり、外国につながる市民と地域住民（日本人）との相互理解、つながり・交流を生む取組を進める必要がある。

そうした取組を進めるために、まずはモデル地域においてステップ感を持ったプログラムを実施し、ノウハウの蓄積を行い、他の地域においても自立的に取組を進めることができるよう、汎用的に活用できる基本的な取組手法（How to）を効果的に発信することを目的として、本事業を実施するものである。

(2) 業務内容

4つのモデル地域の負担となることのないよう、4つのモデル地域及び当該地域を有するそれぞれの区役所との調整を行うための連絡体制を常時講じたうえで問い合わせ等の対応を行い、問い合わせ等の対応を行った場合は、その内容を発注者にその都度報告するとともに、月次報告書を毎月翌月10日までに提出することとし、以下「ア～イ」に記載の業務を行うこと。

ア エリアプログラムの実施にかかる支援

イ 「エリアプログラム（理解促進、参加、交流）」の取組報告書の作成

※ 詳細は別添「仕様書」のとおり

(3) 事業経費（契約上限額）

金 32,653,200 円（消費税及び地方消費税10%を含む）を上限（令和5～6年度の総額）、消費税等を含む。）とする。各年度の内訳は次のとおり。

令和5年度 12,930,000 円

令和6年度 19,723,200 円

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）

(5) 費用分担

受注者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用は負担しない。

(6) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき委託契約を締結する。契約内容は、本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講

ずることがある。

また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(7) 委託料の支払い

各事業年度の業務を完了した際の検査に合格したときは、受注者は速やかに当該の業務委託料の支払いを請求することとし、請求に基づき支払うこととする。

(8) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 否

(9) その他

本事業は、各委託対象年度に係る大阪市予算原案の議決を経てはじめて効力を発するものとし、予算原案が可決・成立しない場合は、委託業務の執行は行わない。なお、上記に伴い損害が生じた場合にあっては、本市はその損害について一切負担しないものとする。

3 公募型プロポーザル参加資格

公募型プロポーザル参加申出時において、次に掲げる条件の全てに該当し、「市民局契約事務審査会」（以下「契約事務審査会」という。）においてその資格を認めた者は、本案件についての公募型プロポーザルに参加することができる。（ただし、(2)(3)については、いずれか一方に該当する者とする。）

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていること。

(3) 令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、令和5年10月31日現在、引き続いて1年以上営業を行っており、かつ納税義務者にあつては、直近2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）を完納していること。

(4) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

(7) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。

(8) 上記(1)から(7)の条件を満たす団体同士（ただし(2)(3)についてはいずれか一方を満たすこと）の共同体での申請は、以下の要件をすべて満たしているときに限り可能とする。

ア 全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる団体とすること。

イ 参加申出書類提出後、代表者及び共同体を構成する団体（構成員）の変更は認めない。

ウ 代表者とならない団体にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

エ 参加申出書類提出時に共同体の協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの団体の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

オ 単独で応募した団体は、共同体の構成員となることはできない。

カ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

(9) 本件について、本市が実施する「5-(2)事前説明会」に参加すること。

4 スケジュール

- | | |
|-------------------|---------------|
| ・ 公募開始 | 令和5年10月31日(火) |
| ・ 質問受付締切 | 令和5年11月8日(水) |
| ・ 事前説明会(質問に対する回答) | 令和5年11月14日(火) |
| ・ 参加申出関係書類の提出期限 | 令和5年11月22日(水) |
| ・ 参加資格決定通知の発送 | 令和5年11月27日(月) |
| ・ 企画提案書の提出期限 | 令和5年12月5日(火) |
| ・ プレゼンテーション | 令和5年12月中旬(予定) |
| ・ 選定結果通知 | 令和5年12月下旬(予定) |

5 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

- ア 受付期間 令和5年10月31日(火)から令和5年11月8日(水)までの土日祝を除く、午前9時～午後5時30分の間とする。締切り以降の質問については受付けない。
- イ 提出方法 質問票【様式1】により、「7(2)提出先」へ提出すること。(ファックスでの送信、メールでも可。その場合、必ず受信確認の電話を入れること。)
- ウ 回答 令和5年11月14日(火)の事前説明会にて回答する。

(2) 事前説明会

- ア 日時 令和5年11月14日(火) 午後2時～3時
- イ 場所 大阪市北区中之島1丁目3番20号(市役所4階北側)
市民局第4・5・6会議室
- ウ 申込 令和5年11月8日(水)午後5時30分までに【様式2「事前説明会参加申込書」】を、本募集要項1ページの担当宛てメール(ca0014@city.osaka.lg.jp)にて提出の上、メールした旨電話すること。

※ 当説明会への参加が応募資格になりますので、ご注意ください。

(3) 参加申出受付及び参加指名通知

- ア 受付期限 令和5年11月22日(水)
- ※ 受付時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、土曜日・日曜日・祝日及び午後0時15分から午後1時までを除く)
- イ 提出書類
- ① 公募型プロポーザル参加申出書(様式3)
 - ② 登記事項証明書(現在事項証明書、全部事項証明書のいずれも可。提出前3箇月以内に発行されたもの、最新の情報を反映したもの:写し可)(任意団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)
 - ③ 印鑑証明書(提出日前3箇月以内に発行:写し不可)
 - ④ 使用印鑑届(様式4)
 - ⑤ 申請内容確認書(実印押印 要)(様式5)
 - ⑥ 団体目的等についての誓約書(様式6)
 - ⑦ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(提出日前3箇月以内に発

行されたもの：写し可）（税務署の様式その3、その3の2、その3の3、その1のいずれかの様式で提出すること。様式その1により提出する場合は、直近2箇年分の納税が確認できること。）ただし、非課税で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。

⑧ 直近2箇年の市町村民税並びに固定資産税（土地・家屋、償却資産）の納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可）但し、営業が2年未満の者もしくは非課税で本証明書が2箇年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。

⑨ 委任状（共同体での申請の場合のみ）（様式7）

⑩ 協定書（共同体での申請の場合のみ）（様式自由）

※共同体での参加の場合、②～⑧は各構成員分提出すること。

※令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、上記②～⑤、⑦、⑧を省略できるものとする。

※申出書類の作成及び提出にかかる費用は、申出者の負担とする。

※上記⑦及び⑧について、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により納税の猶予がある場合は、その旨確認できる書類を提出すること。

ウ 提出部数 1部

エ 提出場所 「7(2)提出先」まで持参

オ 参加指名通知 令和5年11月27日（月）（予定）付で交付し、指名されなかった申出者については、その理由を付した通知書を交付する。

(4) 企画提案書の提出

ア 提案できる企画提案書は1種類のみとする。

イ 企画提案書は、A4版15枚（両面）までとし、様式は自由とする。ただし、様式8を表紙として添付すること。

ウ 企画提案書の必須記載項目は、次のとおりとし、各項目について具体的に記載すること。

①事業に対する考え方

・本事業の趣旨を十分に理解し、その内容を踏まえた提案とすること。

②エリアプログラムの実施にかかる支援

・4つのモデル地域それぞれの実情に応じた取組メニューの想定企画案について、具体的に提案すること。

・企画・設計・実施した支援の内容のとりまとめ方法について、具体的に提案すること。

③事業の実施体制

・当該事業の実施にかかる従事者の役割を示して、それぞれが従事する主な業務内容、事業内容を実現できる体制であること、業務の指揮命令系統及び各従事者の責任範囲を明確に記載すること。

④実施スケジュール

・本業務全般にわたる具体的なスケジュールを記載すること。

⑤経費内訳書（提案見積と積算根拠）

・令和5年度分と令和6年度分にかかる経費が分かるように記載すること。

・積算内訳を詳細にし、積算の妥当性が分かるように記載すること。

・経費内訳書の主な項目は、人件費、交通費、事務局運営費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、謝礼金、広報費、会場費等とし、その他必要な経費については項目を追加すること。ただし、飲食費は委託料に含まない。

- エ 受付期間 参加指名通知後から令和5年12月5日(火)
 ※ 受付時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、土曜日・日曜日・祝日及び午後0時15分から午後1時までを除く)
- オ 提出部数 正1部、副(マスキング有)8部
 ※マスキング・・・申請団体の商号又は名称(略称を含む)、同団体の所在地、電話番号及びファックス番号、代表者氏名(副代表や理事長、副理事長など当該団体の代表者たる立場を有する者の氏名を含む)
- カ 提出場所 「7(2)提出先」まで持参すること
- キ その他 事業者が特定されないよう、表現に注意すること

6 選定に関する事項

(1) 選定基準・配点

審査は、事業主旨を踏まえた観点から選定基準と配点を設け、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

1名の選定委員の1企画提案に対する配点(100点を満点とする)

	項目	配点
①	事業に対する考え方	30点
②	エリアプログラムの実施にかかる支援	30点
③	事業の実施体制	20点
④	実施スケジュール	10点
⑤	経費内訳書(提案見積と積算根拠)	10点

(2) 審査・選定方法

ア 審査・選定は、多文化共生の地域づくりに向けたエリアプログラム支援事業業務委託事業者選定会議(学識経験者等有識者により構成)において、審査を行う。

イ 選定委員は(1)選定基準・配点に沿って企画提案書及びプレゼンテーションに対する審査を行い、評価点の合計点数が高い事業者を上位とする。

ウ プレゼンテーション

プレゼンテーションは令和5年12月中旬(予定)に開催する。

プレゼンテーションに出席できない場合は、選定対象から外れる。

プレゼンテーションの時間及び会場については、後日通知する。

(時間の指定はできないので、予め留意すること。)

※プレゼンテーション時の追加資料、プロジェクター等の機器類の使用は認めない。

エ 審査の結果、評価点の合計点数が最も高い事業者が複数いる場合は、「(1)選定基準・配点」に示す「エリアプログラムの実施にかかる支援」の得点が高い方を上位とする。なお、選定委員による平均評価点が60点に満たない場合は、評価点の合計点数が最も高い事業者であっても、その事業者の提案は採用しない。

カ 審査は非公開とし、審査内容に関する問合せについては、一切回答しない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後速やかに全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

なお、選定結果の通知を受けた参加者は、その通知内容について疑義があるときは、書面を「7(2)提出先」に提出することにより、通知内容についての説明を求めることができる。

7 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。（大阪市が補正等を求める場合を除く。）

カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒550-0012 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所
市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課（担当：山田、秀本）
電話：06-6208-7623 ファックス：06-6202-7073
メール：ca0014@city.osaka.lg.jp